

○飯塚市変動型最低制限価格事務取扱要綱

平成22年10月1日

飯塚市告示第240号

改正 H23-215、H24-87、H25-72、R2-93

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市が発注する工事の請負の入札について過度な低入札価格による施工の質の低下を防止することを目的に、応札者の入札価格を反映する変動型最低制限価格を算定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 変動型最低制限価格方式は、次に掲げる工事について適用する。

- (1) 異なる等級区分の業者が交わって一般競争入札を行う土木一式工事
- (2) 異なる等級区分の業者が交わって一般競争入札を行う建築一式工事
- (3) 前2号の場合において、飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領運用基準(平成20年飯塚市告示第102号)別表に規定する設計金額の下限を同じくする等級については除外する。

(4) その他市長が特に必要があると認めた工事

(H24-87、R2-93一改)

(算定対象の入札)

第3条 この要綱において、「算定対象の入札」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 一般競争入札に付する案件ごとに定める入札参加資格のない者がした入札
- (3) 飯塚市契約規則第21条に該当し、無効とした入札
- (4) 予定価格より高い金額の入札

(H25-72一改)

(変動型最低制限価格の算定方法)

第4条 変動型最低制限価格は、案件ごとに算定するものとし、次に定める方法により求めた入札平均額に、10分の10を乗じて得た額(その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を最低制限価格とする。

- (1) 算定対象の入札の数に10分の6を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を求め、その数を算定数とし、入札金額の低い順から1番目の入札を除き、2番目の入札から算定数分の入札について、入札

金額の平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を求め、その額を入札平均額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が6のときは、その算定数を5とし、入札金額の低い順から算定数分の入札について、入札金額の平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を求め、その額を入札平均額とする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が2から5までのときは、その数とし、算定数分の入札について、入札金額の平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を求め、その額を入札平均額とする。

2 前項の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が1のときは、最低制限価格を設けない。

3 第1項の規定により決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しない。

(H23-215一改)

(工事費内訳書の審査)

第5条 工事費内訳書の審査の対象は、落札候補者とする。ただし、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者とする。

2 落札候補者の工事費内訳書を審査し、その結果、工事費内訳書に不備が見つかった場合は、その者のした入札は無効とする。ただし、無効とした場合でも計算の対象から除外し最低制限価格を再計算することをせず、無効にするのみとする。

(H25-72追加)

(公表)

第6条 変動型最低制限価格方式を適用しようとするときは、その案件の入札公告又は指名通知においてその旨を公表しなければならない。

(H25-72繰下)

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年7月12日 告示第215号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年7月15日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則(平成24年3月26日 告示第87号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 告示第72号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日 告示第93号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。